

平成 30 年 10 月 24 日

ブロック審判長 各位  
都道府県審判長 各位

公益財団法人日本バスケットボール協会  
審判担当ディレクター 宇田川貴生

## 審判員（TO 含む）の重大なミスによるトラブル対応について

日頃より当協会の活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、10 月 14 日に開催された広島県ウインターカップ予選において、「認められるべき得点が認められなかった」という事案が発生しましたので、その状況および対応について、（一財）広島県バスケットボール協会および広島県高等学校体育連盟バスケットボール専門部のご了解のもと共有させていただきます。

こういった事案に対しては、速やかに誠実に対応する事が重要であり、対応が遅くなると SNS 等による映像拡散また感情的な問題により、解決が非常に困難になる場合があります。従って、皆様方におかれましては、まずは競技規則に則りトラブル防止を最優先として取り組んでいただき、もし重大なトラブルが発生した場合は下記手順を基本として対応していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、JBA 審判としては各種情報の提供および共有を今後も継続して取り組んでまいります。もし緊急事案が発生した場合、都道府県審判長は速やかに JBA 審判に報告をしていただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 【状況】 別添「2018 広島 WC 報告書（20181017 最終版）」参照  
別添「中国新聞 2018 年 10 月 17 日」参照 ※権利等の問題がありますので他への転用および HP 等への公開はお控えください
- 【基本対応】
1. 重大なトラブル発生時は、主催団体である都道府県協会および都道府県連盟と速やかに連携  
下記 2～5 については、主催団体と緊密に連携しながら進めていく
  2. 事実確認  
客観的事実に基づき事実確認を行う（証言だけでなく映像により客観的事実の確認）
  3. 事実確認に基づき原因の究明  
原因の明確化（トラブルの原因が明らかに審判（TO 含む）のミスであった場合はミスを認める）
  4. 再発防止  
ミスに対する再発防止のための具体的方策および審判員への指導含め対応協議
  5. 上記 2～4 を明確にした上で、競技規則 44-2-6、46-9 に則り、成立した試合における得点等の訂正等を行わない（競技規則 P79「C-抗議の手続き」は、現在国内では適用していない）
- 【注意点】
1. 判定におけるクレームに対しては必要以上の対応は不要とし、現場の審判の判定を原則尊重する。ただし、得点間違い、処置の間違い等により、その間違いが試合に重大な影響を及ぼすと判断した場合は上記対応を検討する。
  2. ミスに対して協会および審判委員会が組織として責任をもって適切な指導を審判員に対して実施するとともに、指導期間中および指導後においては、組織として審判員を守る責務もある。

【お問合せ先】 公益財団法人日本バスケットボール協会 審判担当 宇田川 貴生  
携帯 070-3192-1947 メールアドレス [jba-ref@basketball.or.jp](mailto:jba-ref@basketball.or.jp)